



# サッカー活動の再開に向けた ガイドライン

第2版（令和2年9月1日）

公益財団法人 栃木県サッカー協会 第4種委員会  
栃木県少年サッカー連盟

# 1. はじめに



- ◆新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の予防措置として、サッカー活動を再開する際のガイドラインを定めますので、自主的な感染防止のための取り組みを行って下さい。
- ◆活動にあたっては、すべての関係者の安全を最優先とし、通常の日常生活が保てることを条件とします。



## 2. サッカー活動の再開にあたっての基本的な考え方

### ① 健康管理の徹底

サッカー活動への参加にあたっては、体温測定、当日の健康状態等の把握を行い、「**健康チェックシート**」への記入を行う。体調が悪いときは無理な参加は控えること。

ウイルスに対する抵抗力を高めるため、十分な睡眠と、食事による十分な栄養摂取を行うこと。

### ② マスク着用の励行

近距離での会話時での飛沫防止のため、マスクの着用を励行すること。

### ③ 3つの密（密閉・密集・密接）の回避の徹底

屋外での活動が主となるが、それぞれの局面での対応を徹底すること。また、大会等も含め会議の開催については、**関係資料を事前展開し、必要最低限の人数・時間での開催に努めるよう工夫して行うこと。**

### ④ 手洗い等の励行

感染防止のための有効な手段と考えられるので、こまめな手洗い、うがい等を励行すること

### ⑤ 環境衛生管理の徹底

各自の持ち物の管理、共有物、共有箇所の消毒等の徹底など、環境衛生管理を徹底すること

### ⑥ チームの活動の管理

チームの活動においては、自治体等チェックリストでの管理を遵守するとともに、JFA作成のチェックリストを参考に、**大会・チームの活動の確認を行うこと。**

- ◎（公社）栃木県サッカー協会では、「6月1日（月）～【チーム活動再開】『新しい生活様式』を踏まえた感染防止対策を講じたうえでのチーム活動自粛の解除（6月末までは県を跨いだ練習・対外試合の自粛）、7月～【対外試合等の再開】大会等の実施にあたっては、国や県の最新の情報を確認の上、新型コロナウイルス感染拡大防止のガイドライン等を遵守し、十分な対策を講じて実施する。」としています。

## 3. 4種事業について



### ▼公式戦を行う条件

以下の条件を満たした上で、開始を目指す。

なお、（公社）栃木県サッカー協会主催の公式戦については、第4種委員会（以下栃木県少年サッカー連盟とする）の指定する日以降とする。

- ① 政府・自治体・学校の自粛方針が解除された上で、選手の所属学校の再開
- ② 校庭・公共施設等が使用でき所属チーム活動の再開
- ③ 移動（公共交通機関利用）のリスクがない状態  
※政府（自治体）による移動制限解除
- ④ 所属チーム活動再開から一定期間を確保し、社会的に一定の理解が得られること

## 4. チーム・地域の活動について



### (1) チームの活動について

- ① 「5. 活動再開にあたって留意すること」の内容を参考に、十分な予防対策をとること  
手洗い・うがいができる場所・設備（水道）の確保、除菌剤の持参と履行
- ② 活動再開にあたっては、個人トレーニング、グループ活動の再開、チーム活動の再開等、十分な期間をとり、選手への急な身体負荷が無いよう配慮すること
- ③ 一定期間の活動の再開ののち、トレーニングマッチ、公式戦への参加を計画すること
- ④ 常に最新の情報を収集した上でチームの運営を行うこと
- ⑤ 県外のチームとの交流はできるだけ避けること
- ⑥ 複数チームが集まって活動する場合は、各種ガイドラインやJFA発行のチェックリスト等の内容を参照し、感染対策を徹底して運営すること。
- ⑦ 各チームの活動においては、各種ガイドライン及び小学校の対応を参考に、感染対策を徹底すること。

### (2) 地域の活動について

所属チームの活動を配慮し、チームの活動再開から一定期間を確保し、社会的に一定の理解が得られたのち、公式戦を再開すること



## 5. 活動再開にあたって留意すること（感染拡大防止対策）

### 1. 健康管理の徹底

#### （1）チームの活動について

① **以下の事項に、一つでも該当する場合は、当日参加しないこと**（必ず検温のうえ参加のこと）

- ・平熱を超える発熱
- ・咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
- ・だるさ（倦怠 [けんたい] ）感）、息苦しさ（呼吸困難）
- ・嗅覚や味覚の異常
- ・体が重く感じる、疲れやすい等
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

② **集合時、試合前等、体調の確認を実施**

③ **健康観察（体温測定、体調チェック）は指導者、保護者も同様の対応をとること**

#### （2）健康履歴の記録・管理

「健康チェックシート（選手用・チーム関係者用）」で健康履歴を記録・管理すること。  
風邪の症状や発熱が4日以上続く、あるいは、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は参加禁止とし、医療機関への受診等対応のこと



## 5. 活動再開にあたって留意すること（感染拡大防止対策）

### 2. マスクの持参・着用の徹底

練習・試合等への行き返りは、飛沫防止の観点により、マスクを着用する。  
また、近距離での会話時はマスクを着用し、大声での指示・応援等は避けること。  
夏場においては、熱中症を発症するリスクが高まることから、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）を確保できる場合には、マスクを外しても構わない。

### 3. 「3つの密」の回避の徹底 【感染経路と感染要因（3密）】

感染経路である、飛沫感染と接触感染に十分注意し、感染要因である3密（密閉空間・密集場所・密接会話）の状況を作らないように配慮すること

#### ① 換気の悪い密閉空間は避ける（換気の徹底）

体育館等での活動を行う場合は、こまめな換気に努める。  
車での移動時（チームバスも含む）の換気、空間遮断による濃厚接触を回避すること

#### ② 多くの人々が密集する場所を作らない（身体距離の確保）

試合待ち時の選手・指導者・保護者家族の密着の禁止

#### ③ 近距離での会話や発生などの密接場面を作らない



## 5. 活動再開にあたって留意すること（感染拡大防止対策）

### 4. 手洗い等の徹底（手洗い・うがいによる対策）

- ① 手洗い場所の確保
- ② 手洗い場所に、石鹼（ポンプ式が望ましい）を用意すること
- ③ 手洗いの徹底（試合後、食事前、トイレ後など）
- ④ 手を拭くタオルやハンカチ等は共有しない
- ⑤ 手洗い方法の掲示（別紙参照）
- ⑥ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること
- ⑦ 手洗い時はうがいも励行のこと
- ⑧ 帰宅後は、手や顔を洗い、うがいを行うこと。またできるだけすぐにシャワーを浴び着替えを行うこと

### 5. 水分補給・食事（熱中症対策も含めて）

マスクの着用により、体内に熱がこもり易くなるので、十分な水分補給を心掛ける。

- ① こまめな水分補給を行うこと
- ② 飲水ボトルの共用は避けること
- ③ 飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
- ④ 練習・試合時に食事をする時は、お互い一定距離をとること
- ⑤ 飲み切れないスポーツドリンク等は指定場所以外に捨てないこと





## 5. 活動再開にあたって留意すること（感染拡大防止対策）

### 6. 衛生管理の徹底（消毒による対策とリネン管理の徹底）

- ① トイレについては、多くの利用があるので、消毒をこまめに行うこと（ドアノブ・水洗トイレのレバー等）
- ② トイレ利用後は必ず手洗いをし、自分専用のタオルを使用すること
- ③ 使用用具についても、同様に対応のこと
- ④ タオルなどのリネン類の共用は避けること
- ⑤ ビブスは共用しないこと

### 7. 更衣室、休憩・待機場所

- ① 他の選手及び保護者、チームスタッフ同士が密にならないよう、広さにはゆとりを持たせて場所を確保すること（テントを複数準備することが望ましい）
- ② 室内を使用する場合は、より密の状態を避けるよう配慮すること
- ③ 共用の使用物、複数の利用者が触れる場所については、こまめに消毒をすること
- ④ 室内を使用する場合は、十分な換気を行うこと



## 5. 活動再開にあたって留意すること（感染拡大防止対策）

### 8. ゴミの廃棄

- ① 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること
- ② ペットボトル等は各自で管理し、持ち帰り処分すること

### 9. その他

#### （1）練習時間の管理

なるべく多くの集合を避け、練習については時間制の導入等に対応のこと  
当面の練習については、接触の恐れのある対人プレーは避けること

#### （2）選手の体調管理

約3か月間の空白期間があるため、選手の基礎体力は落ちているので、急激な活動は避け、段階的に負荷をかけるよう、練習計画を立てること

#### （3）練習時の留意点

##### ① 十分な距離の確保

運動・運動していないときも含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を開けること

##### ② 位置取り

走る・歩く活動においては、前の人との呼気の影響を避けるため、可能であれば前後ではなく、並走、斜め後方に位置をとること（練習方法の検討）

##### ③ その他

痰や唾を吐く行為は行わないこと

## 6. 大会開催運営関連



### 1. 事前調査

「3. 4種事業について 公式戦を行う条件」が整ったうえでの大会運営については、次頁以降の内容を再度確認し、参加チームへ周知のうえ対応のこと

- ・事業実施にあたっては、会場において感染防止対策に向けた準備を行うとともに、参加チームに対し、感染防止のために選手・スタッフ並びに観戦に来る保護者が遵守すべき事項を事前に連絡し、協力を求めておくこと
- ・使用会場の方針・ルール等も事前に確認のこと
- ・実施責任者・参加チームは、それぞれ感染対策責任者を設置し、事前・実施日・事後の連絡が取れる環境を構築のこと



## 6. 大会開催運営関連

### 2. 大会時の確認事項

#### ▼参加者への連絡事項

##### ① 参加にあたって

**「新型コロナウイルス対策に関する参加同意書」で参加チームから同意を得ること。**

また、大会に関わる全ての関係者は、以下の事項に注意し、一つでも該当する場合は、参加しないこと（選手・指導者・保護者・大会関係者・役員は当日必ず検温のうえ参加のこと）

- ・平熱を超える発熱
- ・咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
- ・だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
- ・嗅覚や味覚の異常
- ・体が重く感じる、疲れやすい等
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

## 6. 大会開催運営関連



### 2. 大会時の確認事項

#### ▼参加者への連絡事項

##### ②健康チェックシートの持参

選手・チーム関係者（保護者含む）は「健康チェックシート」に記録し、選手またはチームの「感染対策責任者」が管理しておくこと。（感染症が発生した場合のみ提出を求めます）

また、「感染対策責任者」は、大会当日に選手やチーム関係者の健康状態をとりまとめ、「健康チェックシートチーム提出用」と「大会参加者名簿」の提出の準備をしておくこと。

##### ③参加者全員がマスクを着用すること

屋外で人と十分な距離（少なくとも2 m以上）が確保できる場合には、マスクを外すことができる。

##### ④大会参加にあたっては、主催者の示す注意事項を遵守すること

##### ⑤大会参加に際し、他人との接触情報を記憶しておくこと（感染者発生発覚の際の濃厚接触者特定に際し参考とするため）。また、スマートフォン利用者は必ず「COCOA（新型コロナウイルス接触確認アプリ）」をインストールし起動していること

## 6. 大会開催運営関連



### 3. 試合当日

#### (1) 大会本部

- ・参加チームから「大会参加者名簿（※）」「健康チェックシートチーム提出用」を受領すること  
（※） 来場するチーム関係者全員の、氏名・体温・健康状態等を記入
- ・大会関係者及び大会運営役員についても、「健康チェックシート」を持参すること
- ・選手及びチームは、ごみ袋を持参すること
- ・受付窓口には、手指消毒剤を設置すること
- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること
- ・受付を行うスタッフは、マスクを着用すること
- ・選手・役員・保護者のための手洗い・うがいができる場所・設備（水道）の確保、除菌剤の持参と履行
- ・熱中症対策についても、十分に考慮すること

#### (2) 選手・チーム役員（待機場所）

- ・控室が確保できる場合は「（3）諸室」を参考
- ・会場内に待機場所を設ける場合は、十分な場所を確保しお互いが密にならないようにすること
- ・暑熱対策上、テント等を必ず利用すること
- ・共有するテーブル・イス等は消毒を行うこと
- ・ベンチの控え選手、チーム役員は全員マスク着用を推奨する

## 6. 大会開催運営関連



### 3. 試合当日

#### (3) 諸室（役員室・ロッカールーム・審判控室等）

- ・各部屋にアルコール消毒薬を設置すること
- ・ドア、窓は開け、3つの密が発生する環境を阻止するよう対応すること
- ・ドアノブ、机等は消毒を行い使用のこと・座席の設置については、お互い密にならないよう配置すること

#### (4) 手洗い場所・手洗い場所の確保

- ・手洗い場所に、石鹼（ポンプ式が望ましい）を用意することが望ましい。
- ・利用者は、自己所有のタオルを持参のこと
- ・手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること

#### (5) トイレ

- ・トイレについては、多くの利用があるので、消毒をこまめに行うこと（ドアノブ・水洗トイレのレバー等）
- ・トイレ利用後は必ず手洗いを行い、自分専用のタオルを使用すること



## 6. 大会開催関連



### 3. 試合当日

#### (6) 選手・チーム役員（試合時）

- ・選手、チーム役員はプレー時以外全員マスクを着用すること  
（屋外で人と十分な距離（少なくとも2 m以上）が確保できる場合にはマスクを外してもよい）
- ・「大会参加者名簿」を提出すること
- ・暑熱対策上、テント等を必ず利用し、屋根なしで椅子を並べることは原則不可とする。
- ・試合の際のベンチの設営については、ベンチ内のお互いの距離を十分にとるよう配慮すること
- ・対戦時の選手同士・審判員との握手は行わない。
- ・円陣は行わない。
- ・プレー以外の不要な接触を避ける。（ハイタッチ・得点後の喜び・交代時の握手等）
- ・ボトルの共有は行わない。
- ・タオル等、リネン類の共有は行わない。
- ・ベンチでのビブスの共有は行わない。
- ・けがをした選手が出た場合の対応についても、むやみな接触は行わず、担架を活用する。  
やむを得ず対応した場合は、速やかに消毒を行うこと
- ・飲水タイム・クーリングブレイクなど柔軟に設定し、水分補強の取りやすい環境を設定すること
- ・試合終了後の対戦相手ベンチへの挨拶は行わない。
- ・試合前・ハーフタイム・選手交代後・試合後は、消毒・手洗い・うがいを励行すること



## 6. 大会開催関連



### 3. 試合当日

#### (7) 監督打ち合わせにおける伝達事項

- ・監督打ち合わせについては、従来の協議内容に加え、上記（6）の内容を伝達し、十分な安全対策をとるよう周知すること。

#### (8) ごみの処理

- ・弁当容器、ペットボトル、空き缶等のゴミはすべて選手及びチームの責任で持ち帰ること。

#### (9) 保護者・応援者

競技会によっては、すべての管理をすることが難しいと思われるが、参加チームへの協力依頼により、対応を行うこと(帯同保護者等の掌握)。特に、待機中の保護者については、密になる要素が非常に大きくなるので、十分な周知が必要となる。

- ・競技会会場(特に公共施設等)により、施設指定の条件があるため、保護者・応援者については、会場責任者の指示に従い対応すること
- ・マスクを着用し、大声を出さないように配慮すること
- ・応援にあたっては、密にならないよう一定距離をとること

#### (10) 大会開催時準備する備品類

- ・体温計（非接触式）、アルコール消毒液、ゴミ袋、マスク

#### (11) その他（大会資料等で別に定める）

- ・試合前後のセレモニーの簡略化
- ・チーム待機場所の指定
- ・飲水タイム運用方法
- ・審判打ち合わせ方法
- ・保護者及び観客の入場制限
- ・健康チェックシートの準備等

## 6. 大会開催関連



### 4. 会場のすべてのサッカーファミリーが遵守する事項

- ・マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- ・こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ・他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2 m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- ・感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと



## 7. 大会中・チーム練習期間中に感染者が発生した時の対応

- (1) 選手・指導者・保護者に新型コロナウイルス感染の疑いが発生した場合、また濃厚接触者となった場合は、チーム関係者へ連絡し、陰性が判明するまでの活動は中止とする。  
同時にチーム代表者は、地区役員経由で栃木県少年サッカー連盟へ報告する。大会等に関係する場合は、大会本部または大会事務局へも連絡すること
- (2) 選手・指導者・保護者に感染者が出た場合は、チームの活動は中止とし、(1)と同様の対応をとること  
なお、クラスター発生のないことが確認出来るまで、チームの活動は2週間程度中止とし、再開については、新たな感染者の発生がないこと
- (3) 大会の場合の対応は、当該大会本部でその対応を協議決定とする。
- (4) 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、2と同様の対応をとること。また栃木県少年サッカー連盟および大会事務局に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- (5) 万が一感染が発生した場合には、個人情報取り扱いに注意し対応する
- (6) 大会主催者、管理者の責務
  - ①大会開催に必要な感染防止策及び感染者発生した場合の対応について、**関係機関から示されているガイドラインを基に事前対応を行うこと。**
  - ②感染防止策について、現場への徹底、チェック、指導を行うこと
  - ③感染防止機材の提供を行うこと
  - ④感染者発生時の対応についての事前検討、シミュレーションを行うこと

## 8. 個人情報について



万が一感染が発生した場合に備え、提出された個人情報が記載された書面（健康チェックシート等）の取り扱いには十分注意し、保存が必要な場合は、期間を定め責任者を決めて対応すること

## 9. その他



なお、このガイドラインは、現段階で得られている情報に基づき作成されています。  
今後の状況により、逐次見直しを致しますので、予めご了解ください。  
各地区・各チームにおかれましても、感染防止対策を適示として頂くようお願い致します。

### 【参考】

#### ◎公益財団法人日本サッカー協会

- ・「JFAサッカー活動の再開に向けたガイドライン」(第5版) 2020年8月27日作成  
[https://www.jfa.jp/about\\_jfa/guideline.pdf](https://www.jfa.jp/about_jfa/guideline.pdf)

#### ◎公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

- ・「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」  
<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline.pdf>
- ・「スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト」  
[https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline\\_checklist.pdf](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline_checklist.pdf)